

# 加糖調製品は輸入申告の前に 調整金の納付 が必要となります

## 開始日(施行日)は決定次第お知らせします

TPP整備法が改正・成立したことにより、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)が改正され、TPP11協定が発効したときから加糖調製品(砂糖とココア粉やソルビトールなどを混合したもの)については、輸入申告者等が税関への輸入申告の前に(独)農畜産業振興機構と売買手続をし、調整金を納付していただく必要があります。

#### 対象品目は?

砂糖が50%以上含まれる20品目が対象です。 (TPP加盟国を含むすべての国から輸入されるもの)

| 種類                  | 統計品目番号 (現行のHSコード)  |
|---------------------|--|
| ココア調製品              | 1806.10-100 1806.20-111 1806.20-190 1806.32-211 1806.90-211                            |
| 粉乳調製品<br>(乳成分30%未満) | 1901.90-219 2106.90-283 2106.90-284  |
| 調製した豆 (加糖あん等)       | 2005.40-190 2005.51-190  |
| コーヒー調製品             | 2101.11-100 2101.12-110 2101.12-246  |
| その他調製品 (ソルビトール調製品等) | 2101.20-246 2106.10-219 2106.90-251 2106.90-281<br>2106.90-282 2106.90-510 2106.90-590 |

### 負担額は変わるの?

## 現在の負担額と変わりません。

alic

- 制度開始後は、関税と調整金の 両方をご負担いただきます。
- 譲許税率と関税(暫定税率)の差額部分を、調整金として機構 (alic)に納付します。
- 種類に応じて、譲許税率と関税 は異なります。

(例:ココア調製品 1806.90-211 ) <sub>譲許税率</sub> 関税 (CIF×29.8%) 暫定税率 関税 (CIF×1%) 変更後

[お問合せ先]

独立行政法人農畜産業振興機構 特産調整部

電話:03-3583-8775 / FAX: 03-3583-8762

メール: alic-chosei01@alic.go.jp / URL: https://www.alic.go.jp





## 加糖調製品の機構売買(調整金の納付)とは?

輸入申告の前に

輸入申告者が

機構と書面上で同時に売り買いをし、その売買の差額を調整金として納付していただきます。



## 事前登録

#### 業者登録は輸入申告者が自ら行う必要があります。

#### 業者登録

会社情報等を登録していただき、機構から売買用Webサイトを利用するための固有のログインIDを通知します。

#### 含糖率の登録

輸入する商品ごとの砂糖の含有率がわかる書類(成分表など)をあらかじめ提出していただくと、都度の機構売買手続がスムーズになります。 \*調整金の価格計算に砂糖の含有率を利用します。

## ステップ1

#### Webによる機構売買申込み

- ・輸入申告の内容を専用サイトで入力し申し込みます。
- ・通関業者がWeb入力を代行することも可能です。
- ・申込内容を確認できる添付書類を提出します。

## ステップ2

輸入申告者が自ら 行う必要があります。

#### 担保の提供

- 調整金相当額を担保として提供いただきます。
- ・一定期間分をまとめて提供いただくと、都度の機構売 買手続がスムーズになります。

## ステップ3

#### 承諾書の交付 → 輸入申告

- ・機構発行の承諾書(写し)が税関での輸入申告に必要となります。(関税法第70条の他法令証明)
- ・税関提出用の承諾書(写し)はメールで機構から通関業者へお送りできます。

## ステップ4

輸入申告者が自ら 行う必要があります。

#### 調整金の納付

- ・輸入許可書(写し)を機構に提出します。
- ・納付通知書をお送りしますので、調整金を納付していただきます。(金銭担保を調整金に充当する場合、この手続は不要です。)

#### 制度開始前に

## Web申込みトライアルを実施します

- ・トライアルには、業者登録として「売買手続届出書」の提出が必要です。 届出の後に、専用サイトのログインIDをお知らせします。
- ・トライアル期間にあらかじめ機構売買のWeb申込をお試しいただけます。
- ・トライアルの実施スケジュール、手続などは、決まり次第機構HP等でお知らせします。

URL: https://www.alic.go.jp

